

ジュニア会員に関する規約改正案について

規約改正案提出の趣旨

従前、日本 J/24 クラス協会規約にジュニア会員に関する規程がなく、大学生などへの会費減額措置に根拠がなかった。そこで、2012 年度の規約改正において、USJCA などの規程を参考に、20 歳未満の者をジュニア会員とし、会費を 3000 円とする規程をおいた。ところが、20 歳未満という要件では、学生が大学を卒業し、社会人の J/24 チームに入る時点でジュニア会費の恩恵を受けることができないなど、若いセーラーの負担を軽くする措置として不十分であった。そこで、今般、日本 J/24 クラス協会会員の裾野を広げるべく、ジュニア会員に関する規程の見直しを行いたい。具体的改正点は以下のとおりとしたい。

- ジュニア会員の要件を、現在の「申込時において 20 歳未満」から、「申込年度において 25 歳以下（申し込む年の 12 月 31 日において 25 歳以下）」と変更する。
- レース参加資格（第 32 条）に関し、ヘルムスマンはジュニア会員でも可とする。
- ジュニア会員の年会費を 3000 円から 1500 円に変更する。
- 改正規約は、来年度からの施行とする。

規約改正案

第 32 条 (レースへの参加)

- 1 本協会が主催又は主管するレースに参加する場合、参加艇は登録艇でなければならない。但し、特段の免除が定められた場合はこの限りでない。
- 2 本協会が主催又は主管するレースに参加する艇のオーナー（艇のオーナーが複数いる場合は少なくともそのうちの 1 人）~~及びヘルムスマン~~は正会員でなければならない、~~ヘルムスマンは正会員またはジュニア会員また~~、他の乗員は本協会の会員でなければならない。但し、特段の免除が定められた場合はこの限りでない。

会費及び艇登録に関する細則

細則 1 本協会の会費を次のとおりとする。

	正会員	準会員	ジュニア会員	賛助会員
入会金	10,000 円	—	—	理事会で都度決定
年会費	10,000 円	5,000 円	3,000 1,500 円	理事会で都度決定

細則 2 前年度の正会員の入会金は免除する。

細則 3 ジュニア会員となるためには、~~申込年度において 25 歳以下~~（~~申し込む年の 12 月 31 日において 25 歳以下~~）~~申込時において 20 歳未満~~でなければならない。

細則 4 会費は、入会申込後ただちに支払わなければならない。

細則 5 会員が年度途中に入退会した場合であっても、会費の減額又は返還は行わない。

細則 6 艇登録料は、2,000 円とする。

細則 7 艇登録は、1 年度ごとにされなければならない。

細則 8 会長は、理事会の承認を得て、活動していない艇の艇登録を拒否することができる。

平成 26 年附則

附則 1 本規約は、平成 26 年 11 月 22 日の総会で承認され、平成 27 年 1 月 1 日より施行する。

以上